

公認会計士法改正を踏まえた 日本公認会計士協会の品質管理活動の方向性

～「上場会社監査事務所登録制度」の見直しを踏まえて～

2022/12/13



品質管理レビュー制度の概要

品質管理レビュー制度とは

日本公認会計士協会は、監査業務の公共性に鑑み、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保することを目的として、監査事務所が行う**監査の品質管理の状況**をレビューする制度（**品質管理レビュー制度**）を、公認会計士法の下で自主規制として導入し、**1999年度から実施**。

【出典】『2021年度 品質管理レビューの概要』p. 8

現在の品質管理レビューの確認項目

品質管理レビューでは、監査事務所が、以下の事項に関する品質管理のシステムを適切に整備し運用できているかどうかを確認。

- ① 監査事務所と監査事務所に所属する社員等及び専門職員全体(専門要員)が職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守すること。
- ② 監査事務所又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること

出典】『2021年度 品質管理レビューの概要』p.10

監査事務所の品質管理のシステムを構成する方針及び手続

品質管理に関する責任

職業倫理及び独立性

監査契約の新規の締結及び更新

専門要員の採用、教育・訓練、評価

及び選任業務の実施

審査

品質管理システムの監視

品質管理システムの文書化

上場会社等監査に関する登録制の導入

公認会計士法の改正

会計監査の信頼性確保のため、 上場会社監査に関する登録制の導入

- 上場会社について、法律上の登録制を導入
- **登録に際して、日本公認会計士協会が適格性の確認を行う**
- 上場会社の監査事務所に対して、適正な体制整備を義務付け
(監査法人ガバナンス・コードの受入れや情報開示の充実)

【出典】公認会計士法及び金融商品取引法の一部を
改正する法律案 説明資料（金融庁）

登録上場会社等監査人が、上場会社の監査を公正かつ的確に遂行するための業務管理体制（監査法人のガバナンス・コードに沿った業務を実施する体制や経営管理の状況等を公表するための体制を含む。次スライドのとおり）を法令等に準拠して整備しているか否かを、**品質管理レビュー**を通じて確認する。

品質管理レビューを通じた“適格性の確認”の実施

現行

品質管理システムの整備及び運用の状況の確認
(監査の基準／品質管理の基準等への準拠性の確認)

【公認会計士法施行規則】

業務の品質管理の状況等を評価し、公表する体制（第93条）
知識及び経験を有する公認会計士を監査証明業務に関与させる体制（第94条）

経営管理の状況等を公表する体制（第95条）

監査法人のガバナンス・コードに沿って業務を実施する体制・コードの適用状況を公表する体制の整備（第96条）

新制度

品質管理システムの整備及び運用の状況の確認
(監査の基準／品質管理の基準等への準拠性の確認)



ISQM1^(*) 導入

監査事務所のリスク評価プロセスの実効性の確認

(*) 監査に関する品質管理基準（令和3年改訂）



公認会計士法改正

上場会社等の監査を行う監査事務所に対して
法令上要求される事項の確認

上場会社等監査人登録審査会の設置に伴う制度比較（現行vs.新案）

	現行	新案
制度の建付け	JICPAによる自主規制	CPA法令を踏まえた法規制
登録判断の 主体	品質管理委員会 ・ JICPA内の機関 ・ レビュー制度も所掌	上場会社等監査人登録審査会 ・ JICPA内の機関 ・ 登録の審査を専門に行う
構成員	委員長：JICPA副会長 員数構成：会員 8 > 非会員 3	審査会長：JICPA会長 員数構成：会員 3 < 非会員 4

上場会社等監査人名簿への登録の審査・登録の取消しの判断は、
更なる透明性、客観性の確保が求められる

新たな品質管理レビュー制度の方向性（現行vs.新案）

	現行	新案
リソース	<u>大手監査法人</u> に リソースを多く配分	中小監査事務所 へ より多くのリソースを配分
検証視点 （重点）	<u>個別監査業務の準拠性</u> 検証	ガバナンス体制を含む 監査事務所の 品質管理システムの有効性 の検証
アプローチ	職業的専門家としての基準／法令等へ の準拠性を <u>網羅的に検証</u>	リスクアプローチ の徹底

新たな品質管理レビュー制度の運用への工程表

	2022年10月～2023年3月				2023年4月～2024年6月				2024年7月以降			
改正公認会計士法令					施行							
						施行規則95条、96条適用開始						
新品質管理基準/ 改正品質管理基準 委員会報告書			ガイダンス公表			大規模監査法人適用開始						
			研修会							大規模以外適用開始		
品質管理レビュー の在り方検討	- 協会の会則・規則等の変更 - 品質管理レビュー基準・手続等の見直し検討 - 品質管理レビュー計画（次期3か年）の策定				- 改正法の適用（経過措置） - 新品質管理レビュー基準・手続等の確定 - 品質管理レビュー体制（レビューアーに求められる資質）の拡充				- 改正法の適用（本番） - 新品質管理レビュー手続の実施			
上場会社等監査人 登録制度												

中小監査事務所の監査品質の更なる向上に向けた施策

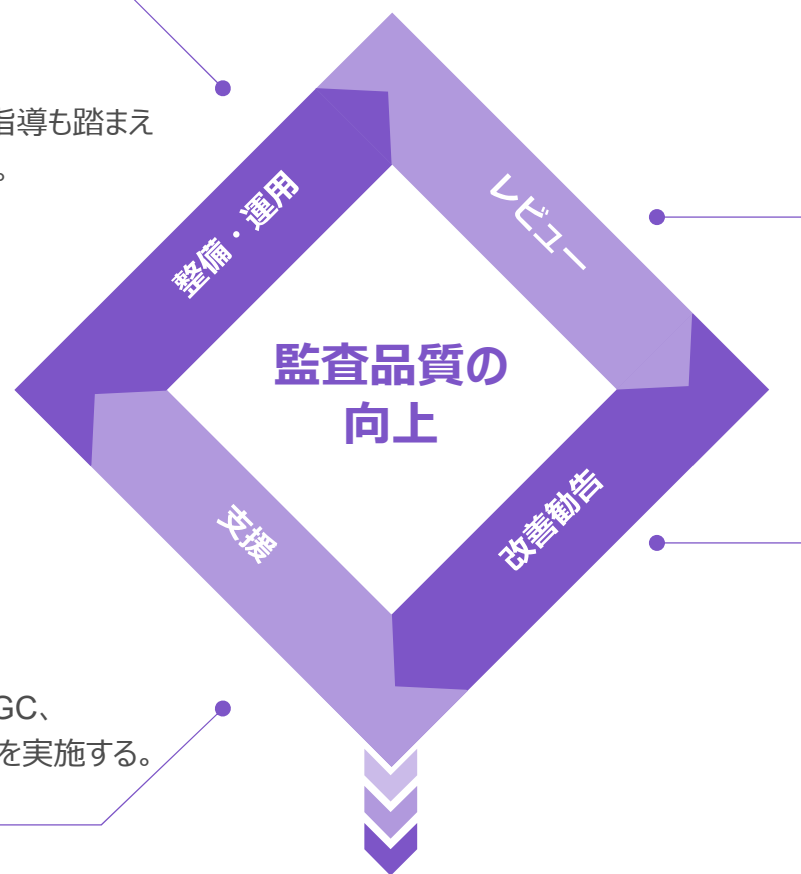
自主規制部門による監督・指導及び中小監査事務所支援部門による支援を通じて中小監査事務所の監査品質を担保。**改善が見られない場合には登録の取消しの措置も講じられる。**

上場会社事務所 中小監査事務所

日本公認会計士協会による監督・指導も踏まえ
品質管理体制を強化・改善していく。

公認会計士協会 中小監査事務所支援部門

ISQM1や個別監査業務、監査法人GC、
情報開示体制の整備に向けて、指導を実施する。



公認会計士協会 自主規制部門

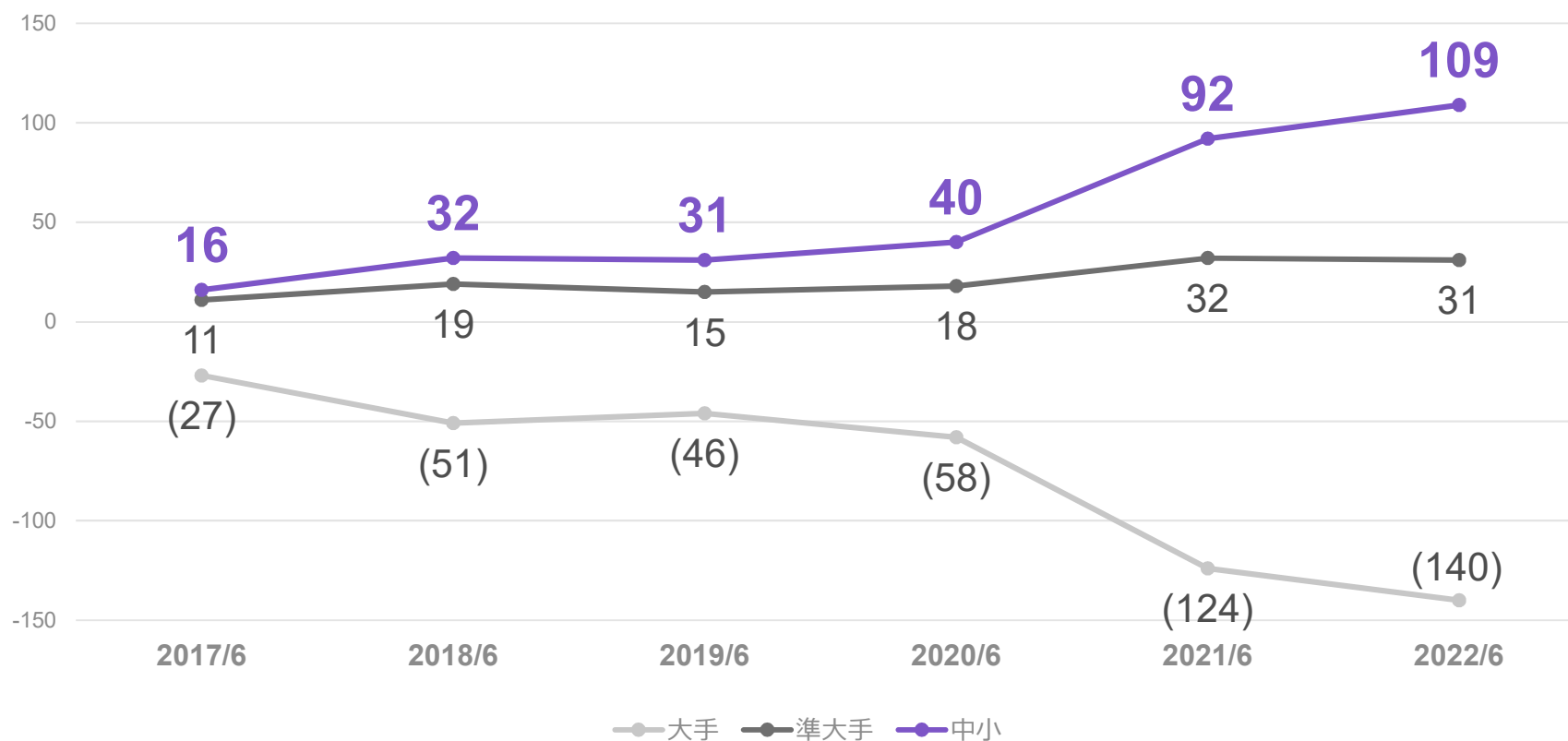
上場会社監査事務所に対する
品質管理レビュー（適格性の確認
を含む）を通じて
指導・監督を各々実施する。

登録取り消し

監督・指導を通じても改善が見られない場合には、
上場会社監査事務所から退出させる措置も

(参考) 上場会社の会計監査人の交代状況

大手監査法人の上場会社数は減少傾向にあり、2021年、2022年は100社以上減少している。その一方で、中小監査事務所の上場会社数は増加傾向にある。

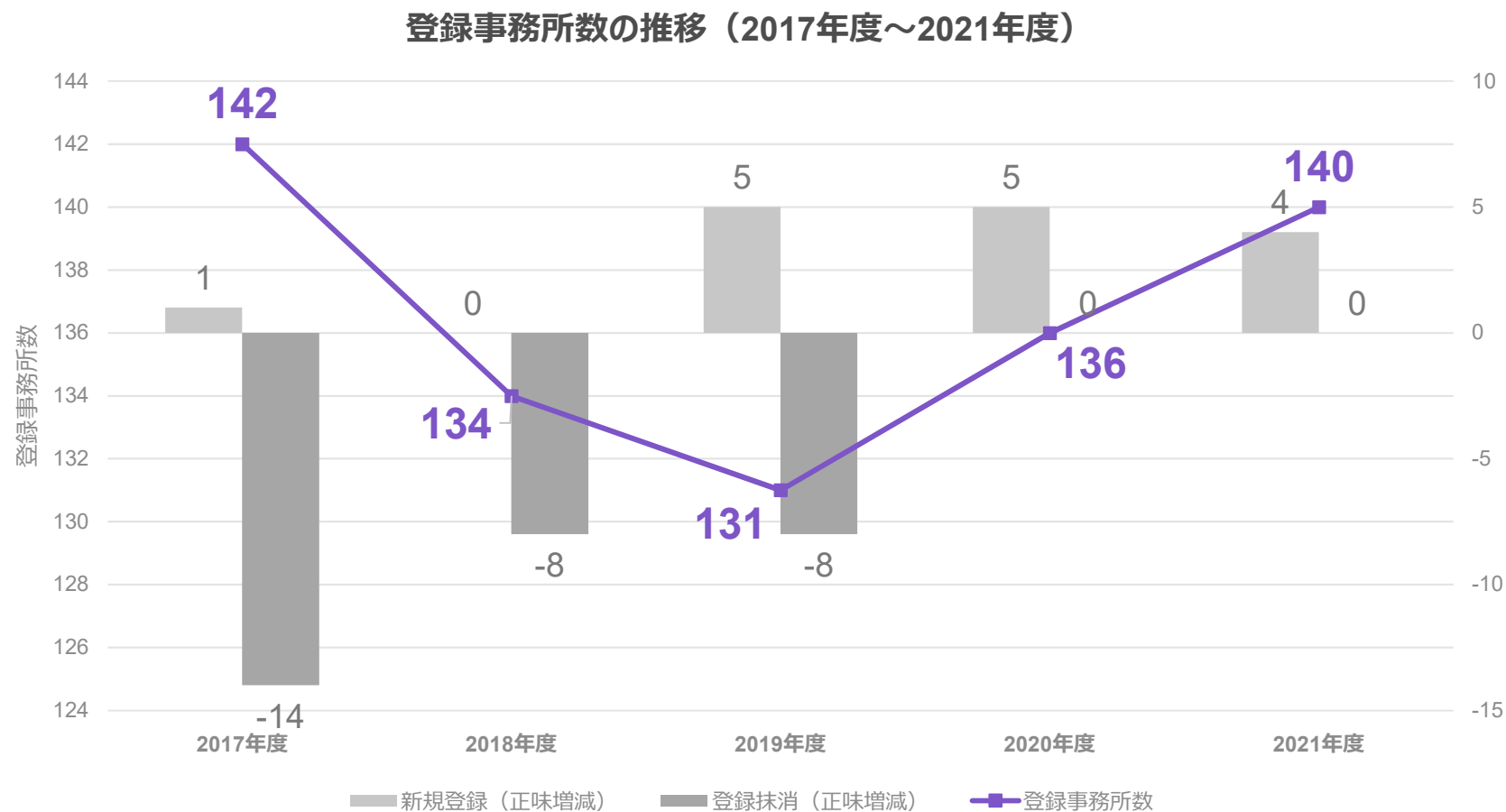


*1 グラフは、CPAAOBモニタリング・レポートの情報を基に、JICPAにおいて作成。

*2 件数は純増減

*3 大手＝大手監査法人（トーマツ、あずさ、新日本、あらた）、準大手＝準大手監査法人（東陽、太陽、三優、仰星、京都）、
中小＝大手・準大手以外

(参考) 上場会社の会計監査人の増減状況



*1 [最近の登録状況及び措置の状況](#)を基にJICPAにて集計。「登録事務所数」は左軸、「新規登録」／「登録抹消」は右軸を参照。

*2 登録事務所とは、「上場会社監査事務所名簿」又は「準登録事務所名簿」のいずれかに登録されている監査事務所を指す。

●● 信頼の力を未来へ
jicpa

日本公認会計士協会